

# 西胆振行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表

西胆振行政事務組合 消防本部 総務課

西胆振行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和3年条例第2号）第6条及び地方公務員法第58条の2の規定に基づき、西胆振行政事務組合の人事行政の運営等状況の概要を公表します。

令和4年10月1日

西胆振行政事務組合管理者 菊谷 秀吉

## 1 職員の任免と職員数に関する状況

### （1）職員の採用の状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区 分	競争試験採用			再任用職員
	男性	女性	計	
消防吏員	1人	1人	1人	0人
一般事務職	0人	0人	0人	1人
計	1人	1人	2人	1人

### （2）職員の退職の状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区 分	男性	女性	計
定年退職	0人	0人	0人
勸奨退職	0人	0人	0人
普通退職	0人	1人	1人
死亡退職	0人	0人	0人
任期満了	1人	0人	1人
計	1人	1人	2人

（注）「普通退職」とは、自己都合退職のことをいいます。

### （3）職員の昇任及び降任の状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

昇任						降任
部長職	課長職	課長補佐職	係長職	主任職	合計	
1人	0人	1人	0人	3人	5人	0人

#### (4) 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部 門	職員数		前年度比
	令和3年度	令和4年度	
消防吏員	115人	114人	△ 1人
一般行政	5人	5人	0人
計	120人	119人	△ 1人

(注) 職員数は、特別職、会計年度任用職員などを除いた数です。

#### (5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 【地方公務員法第58条の3関係】

(令和4年4月1日現在)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	消防吏員の階級		
		人数	割合	階級
1級	係員の職務	8人	6.72%	消防士
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う係員の職務	11人	9.24%	
3級	主任の職務	41人	34.46%	消防士長
4級	係長、主査の職務及びその職務に準じた職務	30人	25.21%	消防司令補
5級	課長補佐、主幹の職務及びその職務に準じた職務	20人	16.81%	消防司令
6級	課長、参事及び支署長の職務	7人	5.88%	
7級	次長及び署長の職務 消防長の職務	2人	1.68%	消防司令長 消防監
合 計		119人	100.0%	

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の対象職員と評価者

西胆振行政事務組合では、特別職を除く正職員と会計年度任用職員（月額・時間額）を対象に人事評価を実施しています。また、各職員に対する評価者は概ね次のとおりです。

(令和4年度)

所 属	被評価者	1次評価者	2次評価者	備 考	最終評価
本 部	係員・主任	係 長	課 長	消防力の1次評価は所属隊長が行う  2次評価者は必要に応じて所属隊長に意見を求める	人事評価制度調整会議
	係長・主査	課長補佐	課 長		
	課長補佐・主幹	課 長	次 長		
	課長・参事	消防長			
伊達署	係員・主任	係 長	課 長		
	係長・主査	課長補佐・主幹	課 長		
	課長補佐・主幹	課 長	署 長		
	課長	消防長			
各支署	係員・主任	係 長	支署長		
	係長・主査	副支署長・主幹	支署長		
	副支署長・主幹	支署長	署 長		
	支署長	消防長			
大 滝出張所	所長以外の職員	所 長	庶務課長		
	所 長	庶務課長	署 長		
洞 爺出張所	所長以外の職員	所 長	支署長		
	所 長	支署長	署 長		
上記以外の職員		課 長	次長又は署長		

被評価者	1次評価者	2次評価者
会計年度任用職員（月額）	課長・支署長	次長又は署長

被評価者	評価者
会計年度任用職員（日額・時間額）	課 長

### (2) 人事評価結果の活用

令和3年度に実施した人事評価の結果は、令和4年度の昇任や人事配置の参考とするほか、昇給や勤勉手当などの給与へも反映しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（令和3年度一般会計決算）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
千円 1,396,233	千円 998,663	% 71.52

#### (2) 職員給与費の状況（令和3年度一般会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
人 119	千円 447,885	千円 181,356	千円 138,958	千円 768,199	千円 6,455

(注) 職員給与費に退職手当は含みません。

#### (3) 職員の平均年齢及び平均給料月額（一般行政職）

	平均年齢	平均給料月額
令和4年4月1日現在	40.6歳	315,295円
令和3年4月1日現在	39.8歳	310,525円

#### (4) 職員手当の状況

手当名	内容及び支給単価（令和3年度）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	1 子 10,000円 2 配偶者 6,500円 3 子以外 6,500円 4 特定期間の加算 （高校生世代～大学生世代） 5,000円	302,275円
通勤手当	1 交通機関等の利用（片道2km以上） 運賃相当額 （限度額55,000円） 2 自動車等の利用（片道2km以上） 2,000円～31,600円	84,340円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで5ヶ月間支給 伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町内居住職員 世帯主（扶養あり）23,360円 世帯主（扶養なし）13,060円 その他 8,800円	99,861円

住居手当	借家、貸間居住者 (家賃月額 16,000 円を超える場合に限り) 家賃の額に応じ 27,000 円を限度に支給	276,128 円
管理職手当	課長職以上の職員に定額支給 (1) 消防長職 78,800 円 (2) 次長職 55,000 円 (3) 課長職 49,000 円 (4) 課長補佐職 40,000 円	529,986 円
単身赴任手当	30,000 円＋交通距離に応じた加算額 (総額で 70,000 円限度)	0 円
期末・勤勉手当	1 民間企業のボーナスに当たる手当です。 2 (給料月額＋扶養手当＋地域手当)を基礎として、6月分は 2.225 月(再任用職員は 1.175)分、12月分は 2.225 月(同 1.175 月)分を支給しました	1,517,693 円

#### (5) 退職手当の状況

(令和3年度)

西胆振行政事務組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 402 千円				

#### (6) 議員及び監査委員の報酬の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	報酬(月額)
議員	6,100 円
監査委員	6,100 円

## 4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間の状況

(標準的なもの、令和4年4月1日現在)

勤務の区分	勤務時間	休憩時間
日勤者	8:45～17:30	12:00～13:00
隔日勤務者	8:45～8:45	12:00～14:00 までの間に1時間 17:30～20:30 までの間に1時間 22:00から6:30までの間に6時間30分の仮眠時間が割り振られます

### (2) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(ひと年度当たりの時間数)

区 分	令和2年度	令和3年度
時間外・休日勤務総時間	12,391 時間	12,763 時間
職員一人当たりの平均時間	139 時間	140 時間

### (3) 年次有給休暇の取得状況

(令和3年度)

	令和3年度の平均取得日数
日勤者	17.0日
隔日勤務者	17.4日
会計年度任用職員	17.9日
全職員	17.4日

### (4) 特別休暇について

種類	取得要件、日数
選挙等の公民権休暇	必要な期間
国、裁判所等への証人、鑑定人等としての出頭	必要な期間
ドナー休暇	必要な期間
ボランティア休暇	年5日以内
結婚休暇	連続する5日以内
産前休暇	出産予定日の8週間(多胎妊娠は14週間)の日から出産の日まで
産後休暇	出産の翌日から8週間を経過する日まで
保育休暇	1歳に達しない子の授乳等に要する場合で1日2回それぞれ30分以内
職員の妻の出産に伴う休暇	3日の範囲内の期間(入院等の日から出産後2週間を経過する日まで)

育児参加休暇	妻の産前産後それぞれ8週間の期間に5日
子（小学校就学前）の看護休暇	1年度において5日の範囲内の期間
短期介護休暇	1年度において5日の範囲内の期間
生理休暇	1回につき2日以内の範囲内の期間
妊娠通院休暇	妊娠週数に応じた回数
妊娠障害休暇	14日の範囲内の期間
親族が死亡した場合の休暇	親族に応じた日数 配偶者10日以内
父母、配偶者、子の法要に伴う休暇	1日以内
夏季休暇	7月から9月までの期間において、週休日、休日を除いて連続して3日以内の期間
災害休暇	災害により現住居が損害を受けた場合、その復旧のため7日以内の期間
通勤途中の災害休暇	災害、交通機関の事故等により出勤することができない場合は必要な期間
退勤途上の危険回避休暇	火災、台風などで退勤途上で危険が生じるおそれがある場合は必要な期間

## 5 職員の休業に関する状況

### (1) 育児休業の状況

(令和3年度)

区分	男性職員	女性職員	合計
子が出生した職員数	3人	0人	3人
育児休業取得者数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

(注) 各欄の上段には令和3年度に新たに育児休業等を取得した者、下段には育児休業等の期間が令和元年度以前から引き続けている職員の数を掲載しています。

## 6 職員の分限と懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（令和3年度）

分限処分とは、職員の道義的責任以外の一定の事由がある場合に、職員の意に反して不利益処分を課すものであり、公務能率の維持を目的とした処分です。

処分の事由及びその効果については次のとおりです。

(単位：人)

事 由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 1 令和3年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者として見なしています。

2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、のべ数です。

### (2) 懲戒処分者数（令和3年度）

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、規律と公務遂行の秩序を維持するための処分です。

(単位：人)

事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	1	1
職務上の義務に違反した場合	0	0	2	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 職員の服務規律確保のための取組

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた職員としての義務を周知するため、幹部会議や通知文書の掲示により、服務規律の周知徹底を図っています。

### (2) 営利企業への従事

職員は、職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、その職務にのみ従事することが基本的義務です。また、自治体との間取引などの利害関係を持つことは、職務の公正な執行を妨げる恐れがあります。このため、勤務時間の内外を問わず、職員が営利企業などに従事することは原則として制限されています。



しかし、適正な職務遂行、公正な行政執行などを阻害しないと認められる場合には、営利企業などへの従事が許可される場合があります。

(令和3年度)

営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合	0人
自ら営利企業等を営む場合（農業、借家業）	0人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（各種調査員）	0人

## 8 職員の退職管理の状況

### 職員の退職後調査状況

(退職後、最初の4月1日時点の調査状況で記載)

退職者数	再任用	会計年度 任用職員	他官公庁	一般企業 再就職	自営業	無職
2人				1人		1人

## 9 職員の研修の状況

### 職員の研修の状況

職員の能力向上や自己啓発、様々な職員研修を行っています。

(令和3年度)

研修場所及び研修名		受講者	研修日数	研修の目的
消防大学校	救助科	1名	53日	救助業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。
北海道消防学校	初任教育前期	1名	101日	新たに採用された消防職員に対し、消防職員として必要な基礎的知識、技術の習得及び安全管理について理解をさせるとともに、各種訓練を通じ厳正な規律の保持と旺盛な士気の高揚及び体力・気力の錬成を図り、即戦力として消防活動全般に対応できるよう育成する。
	初任教育後期	1名	103日	
	救急科	3名	46日	救急業務及び救急医学に関する基本的な知識、応急処置、救急用資機材の取扱いなど、救急隊員として必要な専門的知識、技術を習得させるとともに、救急活動を的確にできるよう育成する

## 10 職員の福祉と利益の保護の状況

### (1) 健康診断

毎年度行っている職員の健康診断には、30歳以上の職員が対象の総合健診と、それ以外の職員が対象となる定期健診があります。（ただし30代の職員はそれぞれを隔年受診します。）

（令和3年度）

区分		対象者	受診者数
総合健診（人間ドック）		正職員	88人
定期健康診断		正職員・会計年度任用職員	38人
特殊健康診断		特定業務従事者	97人
婦人健診	乳がん	30歳以上の希望する女性職員	8人
	子宮がん	25歳以上の希望する女性職員	4人

（注）1 定期健診の対象者のうち、会計年度職員については40歳以上の協会けんぽ加入者は協会けんぽ実施の生活習慣病予防健診を受診（自己負担分は西胆振行政事務組合負担）し、40歳未満の協会けんぽ加入者及び協会けんぽ未加入者については定期健診を受診します。

2 特殊健康診断とは、隔日勤務者を対象に実施する深夜業務従事者健診のことをいいます。

3 婦人健診の受診者数は、北海道市町村職員共済組合費用助成対象者で被扶養者も含まれた数値です。

### (2) 予防接種

破傷風やB型肝炎のような伝染性疾病に罹患する恐れのある業務に従事する職員を対象に予防接種を行っています。

## 11 公平委員会の報告事項

### (1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、中立公正な第三者審査機関である公平委員会に対して、適切な措置をとるよう要求することができます。

（令和3年度）

継続件数	措置要求件数
0件	0件

## (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

一定の不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して行政不服審査法に基づく不服審査申し立てを行うことができます。

(令和3年度)

継続件数	不服申立件数
0件	0件